

会 議 録 (要 旨)

会 議 名	武蔵村山市公共下水道事業経営戦略策定検討委員会 (第1回)
開 催 日 時	令和5年8月3日(木) 15時00分から16時30分まで
開 催 場 所	武蔵村山市役所301会議室
出 席 者 及 び 欠 席 者	武蔵村山市公共下水道経営戦略策定検討委員会委員 ：鈴木節雄委員、藤本由美子委員、岩瀬成朋委員、渡邊清子委員、坂元美敏委員、高橋幸子委員、谷林徹委員、松倉直樹委員 市：市長、指田建設管理担当部長、田村道路下水道課長、古川下水道係長、原主事、高杉主事、須永工事係長 NJS：大津氏
議 題	1 会長及び副会長の選出について 2 武蔵村山市経営戦略策定検討委員会の会議の公開について 3 武蔵村山市公共下水道事業の概要について 4 その他
結 論 (決定した方針、 残された問題 点、保留事項等 を記載する。)	(議題) 1 会長及び副会長の選出について 事務局一任とされたため、事務局から会長を「鈴木節雄委員」に、副会長を「藤本由美子委員」に推薦したところ、全員異議なしのため事務局案のとおり決定した。 2 武蔵村山市公共下水道事業経営戦略策定検討委員会の会議の公開について 本検討委員会を公開とし、その取扱いについては、「武蔵村山市公共下水道事業経営戦略策定検討委員会の会議の公開に関する運営要領」のとおりとすることで決定した。 3 武蔵村山市公共下水道事業の概要について 道路下水道課長が「武蔵村山市公共下水道経緯戦略策定検討委員会(第1回)」に基づいて概要の説明を行った。 4 その他 (1) 今後の会議スケジュールについて 第2回 令和5年9月13日(水) 午前10時 市役所301会議室 経営戦略策定の目的及び現状分析について 第3回 令和5年10月12日(木) 午後3時 市役所301会議室 投資・支出予測について 第4回 令和5年11月8日(水) 午後3時 さくらホール会議室 財政収支予測・下水道使用料 第5回 令和5年12月の日程及び場所未定 経営戦略(案)の検討及び決定 (2) 委員謝礼について (3) 債権者登録について (4) 個人番号の提供について

<p>審議経過 (主な意見等を原則として発言順に記載し、同一内容は一つにまとめる。)</p>	<p>【議題前】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 委嘱書の交付 2 市長挨拶 3 委員の紹介 4 事務局職員の紹介 5 諮問書の交付
<p>【発言者】 ○印=委員 ●印=事務局</p>	<p>【議題】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 会長及び副会長の選出について 上述のとおり 2 武蔵村山市公共下水道事業経営戦略策定検討委員会の会議の公開について 上述のとおり 3 武蔵村山市公共下水道事業の概要について <ol style="list-style-type: none"> (1) 本検討委員会の目的と検討事項 <ul style="list-style-type: none"> ● 本検討委員会の目的は、公共下水道事業の経営戦略について必要な事項を検討し、その結果を市長に報告することである。 検討に当たっては、下水道管路施設の老朽化に伴う更新投資の増大が見込まれること、人口減少等に伴う使用料収入の減少が見込まれること、モノレール延伸に伴い新青梅街道が拡幅されることによる下水道管路の布設替えに係る費用の増大が見込まれることについて考慮する必要がある。 ● 本検討委員会の検討事項については、検討事項①として、水道事業の将来にわたる持続可能な経営を確保し、その健全性を維持するため、下水道使用料等の検討を行うことが挙げられる。中長期的な経営環境の変化への対応ができるように、経営課題や経営基盤強化策を検討するとともに、下水道使用者の受益に応じた適正な使用料負担について検討する必要がある。 検討事項②としては、本市の公共下水道事業が持続可能な経営を維持するため、経営戦略策定の検討を行うことが挙げられる。これは、本日を含めた5回開催される検討委員会において検討されるものである。 (2) 武蔵村山市公共下水道の概要 <ul style="list-style-type: none"> ● 下水道の役割は、主に4つある。 「街をきれいにする」役割、「トイレの水洗化と生活排水の処理」の役割、「浸水から街を守る」役割、「きれいな水辺をつくる」役割が挙げられる。 これらの役割により、快適な生活を支える施設となっている。 ● 「下水道の種類について」は、市町村で管理する公共下水道と都道府県が管理し広域的に処理を行う流域下水道の2種類がある。 流域下水道の処理方式においては、各市町村は、流域下水道幹線までの下水管を整備し、市町村をまたがる流域幹線は都道府県が整備し、汚水等をきれいにした後に川に流す処理場も都道府県が管理している。 ● 武蔵村山市の汚水の行先は、市内の東西で別々の水再生センターに流しており、西側は多摩川上流水再生センターで、東側は清瀬水再生センターとなっている。 ● 武蔵村山市の下水道の始まりから現在までについては、昭和40年代に人口が急増し、それに伴う汚水の増加による公衆衛生の悪化や河川の水質の悪化の改善のために、下水道の整備が始まった。昭和49年に始まり、令和5年4月現在では、下水道普及率は99.9パーセントとなり、ほぼ整備は完了している。 これまで整備された下水道は、分流式という雨水と汚水を別々に処理する方法を採用している。雨水については、敷地内や道路下の地面に還す、浸透式という処理を行っている。 汚水処理施設の種類については、下水道法、浄化槽法、廃掃法などの法律

に基いたものとなっている。

- 下水道における水洗化の状況は、未水洗化の状況は徐々に減少しており、令和4年度末現在の水洗化率は99.7パーセントとなっており、未接続世帯も104世帯となっている。

下水道の未接続世帯については、ホームページなどで水洗化についてのお願いをしているところであり、過去に取ったアンケートによれば、経済的理由によるものが大きな原因の一つとなっている。

- 年間有収水量と一人当たり有収水量の推移については、次のとおりである。

有収水量とは、水道料金の算定の基礎となる水量のことである。

したがって、人口が増加する、企業が増加するなど、水を使用する方々が増えることによりその使用量が増加することとなる。

人口は、近年はほぼ横ばい傾向で推移しているが、今後は、減少が想定されることから、水道使用量も減少することが想定される。

- 武蔵村山市の下水道使用料ランク別（月別）の排出量については、次のとおりである。

令和4年度の世帯及び事業所から排出された汚水の排出量は、使用料ランク別排出量が1か月当たり21から50リットルまでの年間排出量で全体の40パーセント以上となっており、さらに、当該排出量が50リットル以下については、全体のおよそ75パーセントとなっている。

- 将来推計人口については、武蔵村山市の第5次長期総合計画では、これからも増加していくとの推計をしており、第二期まち・ひと・しごと創生総合戦略でも同様であるが、これから策定する経営戦略においては、国立社会保障・人口問題研究所の将来推計を採用し、減少していくものと推計することとする。

なお、現在の経営戦略におきましても同様の推計となっている。

- 下水道管渠の老朽化については、市内で最初に整備した汚水及び雨水の管渠は、汚水は布設から48年、雨水は布設から43年が経過している。

管渠の標準的な耐用年数は50年とされていることから、最初に布設した管渠はまもなく更新時期を迎える。

管渠の更新には、莫大な予算が必要となる。したがって、計画的かつ適切に管渠の改築、修繕等を行うことにより、全面的な更新を行うことなく耐用年数を伸ばすことができれば、一度に莫大な予算を投入することなく、耐用年数の延伸の効果を享受できるほか、次の世代にも経費の平準化が図れるものと考えられる。

(3) 下水道使用料の基本的考え方

- 公共下水道事業は、地方財政法上の公営企業とされ、その事業に伴う収入によってその経費を賄い、自立性をもって事業を継続していく「独立採算制の原則」とされている。

また、下水道事業に係る経費の負担区分は、「雨水は公費・汚水は私費」が原則となっている。

雨水の排除に要する経費について、雨水は自然現象に起因し、排除による受益が広く及ぶことから公費、市の税金等により負担すべきであり、また、汚水の排除に要する経費については、原則として、下水道使用料により負担すべきであるという原則がある。

- 下水道使用料を徴収する根拠は、直接的には、下水道法第20条第1項で「公共下水道管理者は、条例で定めるところにより、公共下水道を使用する者から使用料を徴収することができる。」と示されており、これを基に下水道条例に使用料の徴収、使用料の算定方法、算定基準などを定めている。

- 下水道使用料の算定のプロセス1については、次のとおりである。

財政計画等の策定・確認は、使用料算定の基礎となる重要な作業で、財政計画、事業計画、経営戦略等の総合的なまちづくり計画等を確認する。

その後、使用料算定に当たり前提となる条件、活用できる推計値等を整理する。

算定根拠としては、使用料算定期間における施設の整備計画、施設の管理計画、職員の配置計画、及びこれらの計画の前提となる排水需要の予測が必要となる。

- 使用料の算定期間の設定は、日常生活に密着した公共料金なので、できる限りの安定性が必要である反面、長期にわたりその期間を設定することは予測の確実性を失うことから、一般的には3年から5年とされている。
- 下水道使用料の算定プロセス2については、次のとおりである。

収支見積に基づく使用料改定の必要性の確認は、使用料算定期間中の収入・支出額を見積り、財政収支バランスを確認することで使用料改定の必要性を判断する。

使用料対象経費の算定は、財政計画を基に使用料算定期間中の下水道管理運営費を推計し、使用料の対象とならない経費等を控除して使用料対象経費を算定する。控除するのは、①公費負担経費、②付帯的事業経費（し尿処理受託事業など）、③関連収入（諸手数料など）、④所要の長期前受金戻入、となる。

収支過不足の確認は、現行使用料体系を基に推計した使用料収入と使用料対象経費を比較し、収支過不足の確認を行い使用料改定率の目安を試算し、改定率の程度によっては、建設計画や事業財源の見直し、段階的な改定等を検討することとなる。

(4) 武蔵村山市公共下水道の財政状況

- 経営の健全性・効率性についての用語の定義については、次のとおりである。

経常収支比率は、数値が100%未満の場合、単年度収支が赤字であることを示す。

流動比率は、1年以内に支払うべき債務金額に対する現金等の金額の比率で、数値が100%を下回る場合、短期的な支払い能力に欠けるということを示す。

企業債残高対象事業規模比率は、使用料収入に対する企業債残高の割合であり、企業債残高の規模を表す指標である。経年比率や疑似団体との比較により、置かれている状況を把握・分析する。

経費回収率は、使用料で回収すべき経費をどの程度使用料で賄えているかを表した指標で、数値が100%を下回っている場合は、汚水処理に係る費用が使用料収入以外の収入により賄われていることを示す。

汚水処理原価は、有収水量1立法メートル当たりの汚水処理に要した費用であり、汚水資本費や汚水維持管理費に係る汚水処理のコストを表した指標である。経年比較や疑似団体との比較により置かれている状況を把握し、効率的な汚水処理が実施されているかを分析する。

水洗化率は、下水道を使い汚水処理ができる区域内の人口のうち、実際に水洗便所を設置して処理している人口の割合を表したものである。

- 経営の健全性・効率性については、次のとおりである。
経常収支比率は100パーセント以上であり、経営の健全性は保たれていると考えられる。

流動比率は100パーセント以上であり、流動負債の財源は確保できている。

企業債残高対象事業規模比率は、疑似団体の平均値と比べ大幅に低く良好な状況にあると考えられる。

経費回収率は100パーセント以上であり、良好な状態である。

汚水処理原価は、疑似団体の平均値と比べ良好な状態である。

水洗化率は、ほぼ100パーセントに達している。

すべての指標で良好な数値となっているが、今後、耐用年数が経過しようとしている下水道管の長寿命化対応や新青梅街道拡幅に伴う下水道管の移設等に多額の経費がかかることから、これらの指標が良好な状態で推移させていくために、どのような施策が必要かなどを検討していくこととなる。

- 武蔵村山市の下水道使用料の料金体系は、排出量別に料金単価が決められており、排出量が多いほど、料金単価が高くなるなどの特徴がある。
- 下水道使用料の対象経費は、汚水維持管理費と汚水資本費となる。
汚水維持管理費は、下水道事業を維持するために必要となる経費で、その効果が単年度に限られるものになる。職員人件費や、水質検査に要する経費等になる。
汚水資本費は、法適用企業では、企業債に係る利息や、減価償却費から、雨水処理費、高度処理費や長期前受金戻入分等を控除したものになり、管渠建設費等の投資効果が複数年にわたるものをいう。
算出された金額を合算した額が、下水道使用料でまかなう経費となる。
なお、本市の公営企業会計は法適用企業となっている。
- 下水道使用料と汚水処理原価の相関関係での東京都の26市との比較は、次のとおりである。
武蔵村山市の下水道使用料は、使用量が増えるにつれ、料金単価が高い体系（逡増型）を採用しているため、26市の平均と比較し、若干高い傾向にある。
また、汚水処理原価も、26市の平均値と比較し若干高い傾向にある。
経費回収率は100%を超えているため、汚水処理に係る費用が使用料で賄われている状況であり、26市内では概ね平均的な水準である。
- 下水道使用料単価と汚水処理原価の維持管理費原価分の相関は、次のとおりである。
武蔵村山市の汚水処理原価のうちの維持管理費分が26市の平均値と比較し、若干低い傾向にある。
これは、市内全域が自然流下により、流域下水道処理場へ接続することができるため、ポンプ場が存在せず、ポンプ施設に係る維持管理費がかからないためである。
- 下水道使用料単価と汚水処理原価の資本費原価分の相関は、次のとおりである。
武蔵村山市の汚水処理原価のうちの資本費原価は26市の平均値と比較し、若干高い傾向にあるがポンプ場の建設が不要であったことから、市債の償還が概ね終了している状況にある。
資本費原価は、26市の平均と比較し若干高いものの、前述のとおり経費回収率が100パーセントを超えているため汚水処理に係る費用は、使用料で賄われている状況にある。
汚水処理原価の東京都26市中、概ね平均値の位置にいますが、経費回収率が100パーセントを超えているため汚水処理費に係る費用は、使用料で賄われている状況にある。

(5) 質疑応答

- 三ツ藤住宅の入居が始まったのが昭和43年頃である。概要では下水道布設は昭和49年からという話だった。三ツ藤住宅の入居時の下水処理も概要で言及されていたものと同一か。
- 三ツ藤住宅は下水道の布設前に建築工事が行われた。その当時は、処理場にうわ水を流して処理をしていたため、市により下水道が整備されて処理していたわけではない。
- 今後、下水道管を更新する際、三ツ藤住宅にはどのような対応になるの

か。

- 市の他の事業と同様である。管渠の老朽化等の調査を行い、問題があれば補修及び取換えの対象になっている。
- 市の下水道の総延長はどれくらいか。
- 約260kmである。
- 順次、下水道管を更新していくのか。
- 調査をしてその内容に基づいて設計をした後、工事をする。この工程を順番に行っていく。
- 新青梅街道の拡幅工事について、下水道管の布設替えは、既設のものを使うのか、既設のものは廃棄されて新しいものを使うのか。
- 原則、既設のものは撤去して新しい下水道管を入れる。
- 現在布設されている下水道管の残存価格はわかるのか。
- 今現在、布設されている下水道管は110億円ほどの資産価値がある。古すぎる管に関して、当初の整備した額は物価変動等の理由もあり、明確にはわからない。そういった管は額を固定して定めている。比較的新しい管は、当時の工事費等から減価償却費等も含めて算出している。
- 年間の減価償却費はいくらか。
- 約6億円ほどである。
- 下水道管の耐用年数は50年なのか。
- 正確にいうと、下水道管によっては、薬品がよく流れる等の理由で50年より前に壊れる場合もある。一方、50年以上問題ない下水道管ももちろんある。随時、調査の結果によって対応は変わる。

4 その他
上述のとおり

会議の公開・ 非公開の別	<input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 一部公開 <input type="checkbox"/> 非公開 ※一部公開又は非公開とした理由 ()	傍聴者： <u> 0 </u> 人
-----------------	---	---------------------

会議録の開示・ 非開示の別	<input checked="" type="checkbox"/> 開示 <input type="checkbox"/> 一部開示(根拠法令等：) <input type="checkbox"/> 非開示(根拠法令等：)
------------------	---

庶務担当課	都市整備部	道路下水道課	(内線：255)
-------	-------	--------	----------

(日本産業規格A列4番)